

広島県告示第七百五十六号

広島法務局長から、次のとおり公共測量を実施する旨の通知があつた。

令和七年八月二十一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 作業種類

公共測量（基準点測量）

二 作業期間

令和七年八月一日から令和八年二月二十八日まで

三 作業地域

海田町新町ほか地区（広島県安芸郡海田町新町、稲荷町、中店及び窪町の一部）